

事 務 連 絡
平成 2 8 年 5 月 2 6 日

介護福祉士実務者養成施設等 御中

公益財団法人社会福祉振興・試験センター
試 験 室

介護福祉士国家試験に係る実務者研修コードの見直しについて

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当センターは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）及び精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）の規定に基づく社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士国家試験の指定試験機関として厚生労働大臣から指定を受け、試験事務を行っています。

さて、介護福祉士国家試験につきましては、今年度より、3 年以上介護等の業務に従事することに加え、実務者研修を修了することが、受験資格要件となりました。

この制度改正に伴い、今後、実務者研修の受講者数と実務者養成施設の新規設立数の増加が見込まれるため、従来の実務者研修コードの付与方法の見直しをすることとなりました。今回の見直しは、貴実務者養成施設あてに送付するとともに、当センターホームページでもお知らせいたします。

従前のおり「同じ所在地での昼間、夜間、通信課程の追加」の場合は、新たな実務者研修コードは不要としていることに加え、「同じ都道府県内での所在地の変更、追加」の場合も新たな実務者研修コードは不要としますので、実務者養成施設の新設にあたって、迅速に実務者研修修了証明書を発行していただけるようになります。

ご担当者様にはお手数ではございますが、今後は、貴実務者養成施設の新しい実務者研修コードを付記した「実務者研修修了証明書」を作成いただきますようお願い申し上げます。

なお、従前の実務者研修コードで発行されている「実務者研修修了証明書」も、当面の間は、介護福祉士国家試験の受験の際にご使用可能ですので念のため申し添えます。

本件に関する問い合わせ先
公益財団法人社会福祉振興・試験センター
担当：試験室業務部業務第二課
電話 0 3 - 3 4 8 6 - 7 5 2 1

別 添

介護福祉士国家試験に係る実務者研修修了証明書の取り扱いについて

- 1 修了証明書の様式は、別紙 1・2 を参照してください。

別紙 1：実務者研修修了見込証明書

別紙 2：実務者研修修了証明書

(留意点)

「厚生労働大臣の指定」は、所管が地方厚生(支)局の場合です。所管が都道府県の場合は、「 県(都道府)知事の指定」に修正してください。

「名称」は、別紙 3 の通り、簡略した標記で記載をお願いします。

「代表者氏名」は、「名称」代表者又は、「設置者」代表者のいずれかで結構です。

「実務者研修コード」が、1 つにまとまった場合は、都道府県内の代表所在地で証明してください。

- 2 新しい実務者研修コードは、別紙 3 を参照してください。

別紙 3：実務者研修コード一覧表

(留意点)

複数課程(昼間・夜間・通信)を実施していても、コードは 1 つです。

都道府県内で複数実施していても、コードは 1 つです。

同じ設置者であっても、実務者研修名称が異なる場合や、都道府県を跨ぐ場合に、コードがそれぞれ異なります。

第 29 回介護福祉士国家試験は、平成 28 年 12 月 31 日までに研修を修了する方が対象となる予定です。

第 29 回介護福祉士国家試験を受験される受講者が、修了証明書を提出する期限は、次のとおりとなっております。

別紙 1：平成 28 年 9 月 9 日(金)(予定)

別紙 2：平成 29 年 2 月 3 日(金)(予定)